

第 631 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 17 年 11 月 11 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 25
2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎第 2 号館 8 階)
3 議 題

- (1) 部会報告
(2) その他

4 配布資料

- ① 部会の開催状況
② 指定統計調査の承認等の状況
③ 平成 17 年 9 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 53 巻・第 9 号)
④ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、
須田委員、清水委員、新村委員、引頭委員、椿委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省江端統計調査部長、厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省河崎統計企画課長経済産業省吉岡統計企画室長、
国土交通省伴企画調整室長、東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

総務省亀田国勢統計課長、同酒井事業所・企業統計室長、
同国勢統計課鶴沢調査官

【事務局 (総務省政策統括官)】

総務省久布白政策統括官、同熊埜御堂統計審査官、
同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 部会報告

1) 第 82 回及び第 83 回企業統計部会

平成 17 年 10 月 21 日及び平成 17 年 11 月 7 日に開催された第 82 回及び第 83 回企業統計部会
(議題：平成 18 年に実施される事業所・企業統計調査の調査計画について) の開催結
果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただ今の報告について意見、質問があればお願いします。

飯島委員) 今回の調査方法については、事業所単位で調査をして、本社一括の調査につ
いては希望があればその希望に応じる、こういうふうに理解してよろしいか。

舟岡部会長) そのとおりである。

飯島委員) 事前に本社のほうに問い合わせていくのか。

舟岡部会長) 今のところ、調査実施部局からの説明では、企業から希望があればそれに対

応するというので、積極的に統計局から本社等一括調査についての案内をするという方針は持っていないと伺っている。

飯島委員) 事前に企業からそういう要望があった場合のみ認めましょうということか。

舟岡部会長) そうである。

飯島委員) 企業にとっては、それはほとんど分からないのではないか。

舟岡部会長) 平成16年の3調査同時実施のとき、商業事業所を中心として本社等一括調査を希望し、実施した企業がある。そのような企業からは平成18年調査についても平成16年と同様に本社等一括調査で行いたいという希望が出されるものと予想している。

飯島委員) ちょっと矛盾するなと思うのは、本社等一括調査をした結果、この一括調査を希望する会社が増えていましてよと言いながら、それは今回はやりませんよ、希望者だけですよということである。すなわち前回、本社等一括調査をやった企業が2,200社あるという実態があるわけである。その企業の中から私の企業は本社と事業所を分けてやってほしいという会社があれば、それは別だが、そうでない企業は今回も本社一括でやることに対して問題がないはずではないか。

舟岡部会長) 商業統計調査の場合、先ほど御説明したように、企業が事業所として認識している対象と、商業統計調査で対象とする事業所の概念が一致している。今回、商業以外の企業まで幅広く広げるといふことになると、企業が傘下の事業所として理解している対象と、調査員調査により従来から捉えていた事業所との間で概念が異なる場合が生じた場合、集計上の重複や、あるいは脱漏が起り得る。結果精度に十分な自信が持てない状況で、積極的に本社等一括調査をアピールしたり、PRして働きかけることはなかなかやりづらいということではないか。

飯島委員) なるほど。これはディフィニッション(定義)の問題ということか。

いろいろな企業があるから何とも言えないが、ただ、IT化が進んでいるから、今は本社が各支店や支所、事務所、そういうのはおそらく毎月把握しているという実態が多くなりつつある。今回はこういう方向でやるのはそれはそれでいいが、将来的には果たしてどうかなという感じはする。それは調査報告者の負担割合からいってもそうだろうと思う。

もう1つは、親会社、子会社の関係である。確かに悩ましいところだが、これは商法で明確に規定されている。だから、それ以外の取り決めの仕方をする、企業サイドがむしろ混乱するのではないかと思う。そのところは意見を一層統一しておいていただいたほうが良いなという気がする。

舟岡部会長) 飯島委員の御意見は、実質的な支配関係にある企業についても、親会社、子会社として、その旨を注意書きに記載すべきであるとの案か。

飯島委員) そうである。現実には50パーセント超の株式シェアを持っている会社、それと実質経営権を人的に支配している企業、それが商法上の子会社である。それ以外に違った区分をこの調査時点で設けるといふのは、企業サイドから見たら混乱しないか。それが1つである。

もう1つは、連結対象になっている企業か否かというのがこの中にあったが、これは企業サイドに子会社であっても連結子会社に入れていないという会社も

ある。そういうものもあるが、しかし、この調査ではそれは認めませんよという考え方だろうと思う。

ペーパーカンパニー、あるいは活動はしていないかもしれないけれども、法人格として残っている、それもこの調査では調査しますよという考え方なのかどうかなのだが。

舟岡部会長) 当初計画案では、議決権が 50 パーセントを超えて所有している会社のみを子会社、それを所有している会社を親会社としていたのだが、その扱いは適当ではないということで、実質的な支配関係にある企業についても、親会社、子会社として捉えることを明確に記述する方向で検討した。

ところが、客体が十分理解できるかどうかとの懸念が示され、それを緩和する分かりやすい基準として連結財務諸表の対象となる企業を親会社・子会社とするとしたのだが、それだと飯島委員のおっしゃるように連結決算の対象ではない、あるいは連結決算を行っていない企業については異なる基準を適用することになる。これは適当ではなかろうというのが第 83 回の部会における審議の結果出された意見であり、これについてはさらに引き続き検討して、次回の部会で結論を得たいということだ。

先ほどおっしゃった御意見だと、実質的に支配している会社まで含めて、この調査で親会社、子会社を判定すべきだという考えか。

飯島委員) 商法と一致させたほうがいいと思うが。

舟岡部会長) 実施部局から何か意見はあるか。

酒井室長) 先生ご指摘のとおりで、前回の平成 13 年のときにはまだ商法が改正される前ということもあり、実は所有割合でいっていたということになっている。その後、平成 13 年、先生御指摘のとおり商法が改正されたというときに、一度別の場面で議論がなされていたということがある。

ここでは議決権割合の 50 パーセント以上というように、統計審議会等でも決められていたわけであるが、今回、会社法が施行され、その中に実質支配の考え方が入ってきたということで、新たに審議していただいたというような経緯である。

我々が試験調査をやるときにも議決権割合の 50 パーセント以上というきちっとした統一的な基準で行ったわけであるが、今回、会社法が施行されることから、実質的な支配のところを入れたほうがいいだろうということで審議を頂き、実は今、公認会計士のところを駆けずり回って、結論を得ようというようなことにしている。

実際に大会社だと連結決算等をやっているのですが、この議決権割合プラス実質支配である程度は書けるということを言われている。もちろん連結の対象になっている子会社、これはフル連結と言われているらしいのだが、ほとんどのところは全部書かれているので、そこもつかめるということが言われている。

ただ、今問題になっているのは小さいところであり、事業所・企業統計調査も大半は小さいところであるので、そこが果たしてこの実質的支配という概念を持っているかどうかというところを今聞き回っているところである。

今聞いている限りではなかなか難しいというようなことを言われている。来週、またもう一度議論していただくことになっているので、それまでにその辺のところを詰めていきたいと考えている。ただ、我々が今聞いている限りでは非常に小さいところは危ないよというようなことで、公認会計士でも実質的支配というところを理解するのは非常に困難な面があるというような、そういった基準であるので、その辺を勘案しながら今後進めていくということになるかと思う。

それから、本社一括のほうであるが、これについては私どものほうでも調査方法自体の有用性は非常にあるということである。ただ、商業統計調査等、経理項目を調べるところだと、そういったやり方でないとどうしても本社一括で経理しているので困難というところもあったわけだが、事業所・企業統計調査に当てはめてみると、実は従業者数のところで派遣とかアルバイトそういったものをとらえている。それも一時点のものをとらえるということで、今のところ事業所を単位にということを考えている。ただ、商業統計調査のほうでも実施しており、調査環境の悪化を招くことは賢明ではないだろうということで、1月頃に実際にそういったところには調査への協力あるいは理解を求めるといような方針でいきたいということである。

ただ、実際に調査対象のほうが我々のところでは本社のほうで一括してやるよということについては、従前から実行上でもやってきていたので、そういった希望があるところについては実務上で対応していきたいという計画である。

美添会長) ほかに意見、質問等はないか。

飯島委員) 先ほど舟岡部会長がおっしゃったようにこの調査の目的、機能、意義ということを大前提に置いて、中小企業は問題であるが分かりにくいからという言葉だけで解釈しないで、せつかく法律があるので、この機会にむしろ法律上の親会社、子会社の関係、役割の違いについて説明して、その違いを中小企業にも浸透させていくという重要な機能もあるのではないかと思うので、その役割、意義、狙いと併せながら、ぜひこの区分は明確にしてほしいと思う。

篠塚委員) 小さなところであるが、調査票の中の、6番の事業者数を書いてあるところで、(1)で10月1日現在でこの事業所に所属する従業者数を記入してくださいとあって、更に下のほうには、丁寧に他の会社など別経営の事業所へ派遣している人も含みますという注意書きがついている。

そして、それに基づいて下のほうを見ると、派遣下請けでは今注の形でついているものが(2)に相当して、(1)の従業者の中に他の会社などから派遣されている人はここにお書きなさいとある。(3)には(1)の従業者のほかにも他の会社などから派遣されている人はここにお書きくださいと書いてある。このような表示だと、(1)のほうに(2)の説明が入っているが、(3)のほうのこの事業所に派遣されている人はこの欄には書かずに(3)のほうに書きなさいというところが抜けているように思うので、短くてもいいので、

(3)に相当するこの会社で働いている派遣者の方は含みませんということを入れたほうが丁寧ではないかと思った。

美添会長)今の件について部会で問題になったことはあるか。

舟岡部会長)特にない。(1)で、企業概念で全体としてどれだけの従業者を抱えているかをとらえることができ、(1)から(2)を引いて、そして(3)まで加えると、その事業所で働いている人がすべてとらえられる、そういう設計になっている。使用ベースの事業所概念と所有ベースの企業概念のいずれの概念でも従業者をとらえるために、(1)(2)(3)の事項が置かれている。

篠塚委員)この設計には問題はなく、正しいと思うが、ただ、(1)の書き方のところにこの事業所に所属する従業者を記入してくださいとあって、派遣している人は含みませんということなので、ここの中に派遣者を含みませんということを入れたほうが丁寧ですよということである。でないと、見たときにちょっと混乱する。

美添会長)表現の問題であるが、誤解のないように何らかの対策が記入手引でなされれば片づく問題だと思う。派遣先と派遣元について誤解のない記入ができるようにという意見については念のために部会でも確認をお願いしたい。

熊埜御堂

統計審査官)事務局のほうから少し補足したいが、(2)では(1)の従業者の中に、それから(3)では(1)の従業者のほかにと書いてあるので、ここを読めば分かると思うが、今御指摘のように(3)のほか、外数であることが(1)のところでも分かるようにするのか、それとも「中に」、「ほかに」のところを強調して書くのか、このあたりは御指摘があったので、調査実施部局と整理をしていきたいと考えている。

美添会長)本日はほかにも案件があるので、この件については次回以降ということにする。念のために私から確認させていただきたい。

飯島委員に御指摘を頂いたことについては、私も発言がなければ確認をしようと思っていたところであり、ほぼ同意見である。まず、本社等一括調査については難しい問題もあるが、企業側からの要望があれば積極的な対応を検討されている。調査実施上の困難を排除すればよいと私は思う。ただ、希望が増えていることもあり、将来的にこのような要望に対して矛盾のないような体制で実施できるように、特に国と地方の役割分担を明確にしてほしい。

部会長からも報告があったが、次回以降は、現行の事業所・企業の体系ではないかもしれない。次回の調査を実施するときには記入者負担と調査の正確さの観点から役割分担を明確にする必要がある。これは答申の最後に盛り込まれると思うので、検討をお願いしたい。

もう1つの親会社、子会社の問題であるが、現時点でいろいろな企業に確認をしているところであり、なかなか難しい。会社法、商法の専門家の判断に委ねるべきかと思う。ただ、実施時点でどうなるかが大事な話である。今の時点では判断が難しい企業があっても、会社法が施行されて、政令で明確な規定ができるのが来年1月と伺っているので、調査時点では企業は明確に理解している可能性は十分あると思う。専門家の意見を踏まえた上で、調査に混乱を招かずに定義を明確にする。このバランスが難しいと思うが、残された機会に部会

で検討を頂きたい。

最後に、この調査の役割について飯島委員から指摘があり、舟岡委員からも今後この調査に関連して残された課題を整理するという発言があったが、これはとても大事なことだと思われる。お手数をおかけするが、そこをよろしくお願ひしたい。

2) 第 110 回国民生活・社会統計部会

平成 17 年 10 月 17 日に開催された第 110 回国民生活・社会統計部会（議題：「学校保健統計調査の改正について」）の開催結果について、廣松部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただ今の報告について質問、意見等はあるか。

この部会に参加していた椿委員と新村委員、椿委員は先ほどの標本設計のところで何か意見はあるか。

椿委員) 学校保健計画で、学校の中での平均と標準偏差は各学校ごとに出しているというお話を伺った。一方で先ほどの相関係数を出さなければいけないという話があったわけだが、統計量を計算していながら 8 なら 8 個データを出すということに、非常に、違和感を感じた。

相関係数を出すということに関しては、実査部局の方からその後説明があったので納得した。学校の現場で、相関係数まで出してもらえば、いろいろなことができるのであるが、それを三井先生に個人的に伺ったら、とても無理だという話であった。

一応、それだけ補足させていただく。

美添会長) これは引き続き検討をお願いする。今の報告では廣松部会長は行政記録に近いという表現であったが、確かに、学校ではこういう記録は十分用意されている。問題はそれを統計の形で集計するとき、残念ながら、学校の事務は I T 化が遅れているということが問題になっているようである。この点は、部会長の指摘にあったように、将来的に I T 化が進めばデータの利用価値が非常に高いことは認識されているので、統計の改善が進むものと思われる。できれば、その辺を今後の課題として検討していただきたい。

篠塚委員) 6 ページの (2) の現場からのヒアリングというか御意見があった中の最後の「○」に、心の健康のことに關しては一応各学校で担当の指導主任等がいるから、整理されていて、データを閲覧することが可能であるというような御回答を頂いてはいるのだが、私は個人的には児童の健康状態に關しては、身体よりも心の問題が非常に大きくなっていると理解している。そして、どこの学校もそうだが、このためにカウンセリングの資格を持った人を必ず置く状況にある。私が今勤めている大学も幼稚園からあるので、そういった資格者が本当に 1 人しかいなかったところを増やすという方向で対応しているが、その中でさまざまな問題が出てきている。

とにかく、学校の中に指導するカウンセラーは備えたのだが、相談するような個室も全然できていない。実際にさまざまな問題、特に小学校のレベルから、

セクハラ問題が起きたり、太り過ぎとか拒食症とか、そういう相談をするにしても普通の医務室ではできない等々である。確かに指導する人がいて、ちゃんとしたデータもつくっているのだが、プライバシーの問題があって書かれた情報が学校の先生でも誰でも見ることはできないわけではない。整理されているからデータが閲覧できるかという、ほとんど見られない状況になっている。

私の大学はたまたま学園であるから、小学校で起きている児童の心の問題に関しても、大学の方にも全部上がってきて相談を受け、更にもう1人どうしても指導員を入れなければいけないという人事の問題になったときに、評議会の中でデータを出して説明しろと言われても、その担当の人はそれは絶対に評議会の中でも出せないというような問題がある。

だから、各学校でいろいろ対応が違うと思うが、健康状態の調査に関しては、心の健康の状態についてどのようにデータ化できるのか、できないのかということに関して、今回の問題ではないが、今後の検討課題としてやっていただきたいと思う。

新村委員) この調査で一体何を見るのかを部会でも大分議論した。今、学校の、特に小・中学校で、心も含めた身心の健康の問題がいろいろマスメディア等で報道されており、この調査でそれに何か応えられないのかというようなことをいろいろ議論したわけであるが、例えば今の先生のお話の中で、最初の「○」であるが、統計としてそれを把握するというようなことはかなり難しいというお返事を頂き、それ自体はそうかなという感じがした。

ただ、そういうものをどういう形で把握しなくてはいけないという意識が調査実施部局のほうにはあまりおありでなかったというところが残念で、統計の部局であるので、それは別のところでやっておられるのかもしれないが、この統計にそれを期待するのは難しいのかなというのが部会に参加した感想である。

ただ、それは日々いろいろなところで問題になっているので、どうしたらよいのかというのは、統計審議会の話ではないかもしれないが、折に触れ問題提起をしていく必要があると思う。

廣松部会長) 一言だけ補足すると、この調査は学校保健法という法律に基づいて行われている健康診断の結果を集約したものであって、その中に今御指摘があったような心の問題等に関してはふれられていない。したがって、そこに大変大きな制約がある。社会的なニーズというか、関心という観点からいうと、今お2人の委員の方が御指摘になったようなことに関しては、大変重要な点だと思うのだが、それを学校保健法に基づいている本統計調査の中でどこまで実現できるか、それはかなり長期的な意味での将来の課題ということになるかと思う。

美添会長) 先ほど部会長からも発言があったように、この統計は実質的には行政資料の整理活用という位置づけであり、統計上の目的だけから調査項目を増やせる性質のものではないと思う。

今後の視点としては、学校保健法で得られているさまざまな情報を加工集計して地域及び国全体での教育行政に反映させる、あるいは、更に一般的な健康、発育状況のデータを費用をかけることなく得るという点が一番重要と思われる。

この点についても、今後の課題になるが、IT化の進展と、電子政府の行方も見据えた上で今後の課題として検討を頂きたい。

ほかに質問がないようであれば、この件については次回以降、検討をお願いしたい。

3) 111回国民生活・社会統計部会

平成17年10月24日に開催された第111回国民生活・社会統計部会（議題：「平成18年に実施される社会生活基本調査の計画について」）の開催結果について、廣松部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) たくさん課題があるようである。この問題について質問、意見等があればお願いしたい。

この部会には篠塚委員、新村委員、須田委員が出席されているが、何か補足して説明等はあるか。

飯島委員) 1つだけ確認させていただきたいのだが、スポーツのところで日本の武道、例えば相撲などは入っているのか。

廣松部会長) 今回の平成18年の計画では武道に相当するものは、特にない。簡単に項目だけ紹介すると、野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球、テニス、バドミントン、ゴルフ、ゲートボール、ボーリング、釣り、水泳、スキー、スノーボード、登山、ハイキング、サイクリング、ジョギング、マラソン、ウォーキング、軽い体操、器具を使ったトレーニング、その他スポーツという項目であって、御指摘の、いわゆる武道の類は項目としては、現在は、挙がっていない。

桑原審査官) ご参考までに申し上げますと、平成8年調査ではそういった剣道とか柔道、空手、合気道、相撲、弓道、アーチェリー、射撃といったものもあったが、平成13年で外して、今回も計画には挙がっていないということである。

飯島委員) それでいいのであろうか。

廣松部会長) そこが大変悩ましいところである。

飯島委員) 日本の武道については、学校へ行く前から、親が家庭教育代わりに指導したり、小学校、中学校、高校、大学、実業団と全国大会が全部ある。これが最近低迷し、サッカーもどうも低迷傾向のようである。だから、あまり時の流れに左右されないで、日本の昔からの伝統で、日本の武道と称して武士道に通じるような、人間形成に大いに役立っているこういうスポーツの現状がどうなっているのか、どうしなければいけないのかということ行政の方にもはね返すような意味合いも含めて、私は剣道、柔道というのは、武道という格好で捉まえてもいいと思う。かなりの行動者がいると思うので、御検討していただけたらと思う。

鵜沢調査官) 今回のスポーツの選定の基準であるが、行動者率というものに着目して選んでおり、柔道、剣道、空手だと行動者率が極めて低いということがあったので、対象種目から外れているということである。

廣松部会長) その点については、先ほど申し上げたとおり、例えば行動者率という基準だけで選択すると、確かに項目が調査ごとに変わったり、別の観点から極めて重要なものが落ちてしまうというような結果になりかねないということもある。かといって、あまりたくさん入れ過ぎると今度はスペースの問題が起きるし、ちょっと悩ましいところである。

先ほど申し上げたとおり、スポーツを含めた文化活動全般というように広げてしまうと、おそらくこの調査の中だけではなかなかとらえにくいので、もう少し体系的な形のもの考える必要も出てくるのではないかとは思っている。

美添会長) ほかに何かあるか。

それでは、早速来週の月曜日にまた次の部会があるようだが、飯島委員の指摘した点が前回調査と今回調査で最大の論点になっているものと思われる。今の報告の中では時間の制約もあり、調査実施部局の回答を紹介する時間がなかったようなので、調査実施部局の回答まで含めて、次回に説明をお願いしたい。

2点発言させていただきたい。1つは細かいことだが、スポーツの自由記入欄は、行動者率を見て将来の調査で適切な項目を選ぶために利用するということがあるが、それに加えて主要なものについては事後的なコーディングの余地があると思っていたところ、今の部会報告10ページに、集計しないなら云々という発言がある。これは集計しないということが決まっているという前提なのだろうか。それについては、自由記入欄は、飯島委員の指摘した問題に対する回答にもなり得る重要な項目と思うので、積極的な活用ができるかどうか検討をお願いしたいと思う。

最後に、この統計の性格は経済統計調査の中で非常に特異な調査であり、正直言って私も昔は正確な意義が分かっていたとは言いにくいところがある。部会長の発言があったように、現時点では大変重要な調査であると理解している。そもそも日本の戦後の経済発展を考えると、まずは食料と住居が重要な問題であった。それから次第に豊かになってきた。こういう発展を踏まえて現在の問題は、文化と余暇活動であり、最近の高齢化を踏まえた生活時間の把握が従来にも増して重要である。求められている課題が大きいとはいえ、報告者負担とのバランスをとる必要がある。極めて重要な統計であることから部会で慎重な審議をお願いしたい。

廣松部会長) 一言だけ追加したい。今日、御紹介したのは委員の方々から出された意見であって、それらに関しては現時点である程度調査実施部局の方から御回答は頂いている。それを次回検討する予定である。

あと、自由記入欄に関して調査実施部局から何か発言はあるか。

鶴沢調査官) 自由時間欄の記入であるが、本集計とは別に特別集計を考えている。

美添会長) 積極的に使える余地はあるだろう。次回の部会で詳細な検討をお願いしたい。

(2) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成17年10月

における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「工業統計調査」、「農林業センサス」、「漁業センサス」及び「農業経営統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「平成17年国勢調査事後調査」、「新潟中越大地震に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査」及び「農業構造動態調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料2による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただ今の報告について質問等があればお願いしたい。

新村委員) 国勢調査の事後調査について、調査自体はいいと思うが、今回の国勢調査は、自治体別に扱いが大分違っていったような気がする。

私は練馬区に住んでいるが、郵送用封筒が全員に配られたから、必ず封入して出せということであり、あと、区役所、出張所等に受入れ箱があった。いろいろ伺うと、そういうことをやっているところもあるし、やっていないところもあるということで、多分このアンケートもその方の住んでいる地域がどういう手法でやっているかによって違うのではないかなという感じを持ったのだが、そういう提出の仕方の調査はやっておられるのか。

桑原

統計審査官) 今の調査票の提出の仕方についてであるが、調査票の配布の時点でどのような形で提出をしていただくかということについて、国というか、この審議会で議論していただいたところとは一部違うやり方をとった自治体があることは承知している。そういうことも含めて、お手元にあるアンケート調査の問8、「調査票はどのように提出をしましたか」ということについて、最初から明確に、〇〇区方式のように、「書いてある事項に係わらず全部封入提出してください。」ということであったのかどうか分からないが、問8のサブクエスションの「カ」で「調査員から指導があった」という欄がある。ここの上にある1、2、3の質問とのクロスで見てどういうやり方がされたのかということがわかるようにしようという工夫がされていると思う。

よろしければ、調査実施者から御説明をいただきたい。東京都の方からも御説明していただければありがたい。

美添会長) 実施状況については、東京都の方が適切かもしれない。

須々木

統計部長) アンケートをとるという意味でどういう問題があるかということについて、私もはっきりとはどの点に表れるかよく分からないが、姿勢としては、原則、調査員調査という形で実施し、各区市町村でいろいろな方法をとること自体についていいというふうにはとっていなかったもので、実態は把握しているが、アンケートを読む上でそのあたりを念頭に入れないといけないかもしれない。ただ、なかなか統一的に見るのは難しいかなという感じはする。

新村委員) こう思ったのは、このアンケートを拝見していて、私は問8にうまく答えられないからである。調査票をそのまま調査員に提出するというオプションは私の区にはなかったとか、そういう意味では1記入者となるとこうだったのだという感じがするものだから、逆に自治体の方の調査をある程度把握すれば、そ

これは別の情報としてあり得るのかなと思った。これを変えろということではなくて、自治体のほうは都道府県を通じれば、かなりのデータは把握できるのではないか。今回新しい試みであるので、それをどのぐらいのところがどういうことをして、どういう指導をしていたのかを把握しておいたほうがいいのかとちょっと思ったので、そんな質問をした。

亀田課長) 今お話のような、自治体の方でどういう実施をしたかという、その実施状況を来年の2月ごろまでに調査員の報告会、それから市町村の報告会を通じて、国のほうで調査の実施状況報告を取りまとめることにしている。その中に入ってくるかなと思っている。

新村委員) それをやっていただければありがたい。

美添会長) 今の点は、やや難しい問題を含んでいる。従来、この審議会で説明された手順に従って行われるのだが、今回は多少違った手順があったと私は理解している。その点については、いずれ国勢調査の集計に至る段階でこの場でも報告していただけるものと思っているので、事務局の政策統括官でも検討をお願いしたい。

舟岡委員) このアンケートは日本人だけが対象なのか。外国人も対象か。

亀田課長) これは当然無作為抽出するので、両方対象になり得る。

舟岡委員) そうすると、アンケートの調査票は外国人向けも用意されるのか。

亀田課長) 抽出しても、抽出率からいってほとんど外国人が入ってこないことになる。だから、実質的には日本人が対象となる。

美添会長) 万一当たって日本語が読めない場合には未回収になるという判断でよろしいか。

亀田課長) そうである。

美添会長) 国勢調査の事後調査も大変重要な位置づけにあるので、ここで密接関連ということで報告していただいた。

ほかに質問はあるか。

特段ないようであれば、この件については報告を伺ったということにする。